

重 要 事 項 説 明 書

1.事業所の概要

事業者	鴨川市
代表者	鴨川市長 佐々木 久之
事業所名	鴨川市福祉総合相談センター・長狭
所在地	鴨川市宮山 233 番地
管理者	小坂 重樹
連絡先	電話 04-7096-5711
指定年月日	令和4年4月1日
サービス提供地域	鴨川市
営業日及び時間	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 休業日 土.日.祝日.年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
職員配置	管理者兼主任介護支援専門員 1名 保健師 1名 看護師 1名 社会福祉士 1名

2. 利用申込みからサービス提供までの流れ

利用申込み ⇒ 契約 ⇒ 課題分析 ⇒ 介護予防サービス計画等の作成 ⇒ サービス事業所等への依頼 ⇒ 担当者会議 ⇒ サービス開始 ⇒ モニタリング ⇒ 評価

3. サービス利用料

介護報酬等にて支払いされるため利用料はかかりません。

4. 利用者が医療機関に入院した場合

入院される病院等の医師等に事業所名及び担当介護支援専門員をお伝えください。

5. 高齢者虐待防止に関する対応について

高齢者虐待の発生又はその再発を防止するため、早期発見や防止のための研修会等を開催し必要な措置を講じます。また、地域住民や関係機関に対し高齢者虐待の通報窓口の周知を図り、事例が発生した場合には関係機関と協力しながら解決に向けた取組を行います。

6. 苦情相談窓口

- ① 介護予防支援等及び提供するサービスについてご相談・苦情を承ります。

担当 管理者 小坂 重樹 電話 04-7096-5711

- ② 当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

鴨川市健康推進課 介護保険係 04-7093-7111

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 043-254-7428

重要事項の説明及び同意を証するため、記名押印のうえ2通作成し、各1通保有します。

私は、本書面に基づいて、重要事項の説明を受け同意します。

令和5年 月 日

(利 用 者) 氏 名 _____ 印

(代 理 人) 氏 名 _____ 印

サービスの提供について、本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業所名 鴨川市福祉総合相談センター・長狭

説明者 _____